

金沢市地域おこし協力隊（移住推進担当）募集要項

金沢市は、北陸最大の都市で、市の中心部には、兼六園、近江町市場、金沢21世紀美術館などがあり、歴史・伝統・文化の息づく観光地として知られるとともに、周辺には、大学等も多く、住宅や農地、海や山などの自然が広がり、住みよさランキングでも例年上位にランクインするなど、豊かな住環境も魅力の一つです。

年間を通じて多くの観光客が訪れ、学生もたくさんいる金沢市ですが、今後危惧される生産年齢人口の減少、地域や経済の担い手不足に対応するため、移住・定住施策を推進しています。

移住の促進には、**移住当事者の目線で、本市の魅力の情報発信や移住相談への対応、ネットワークづくりなどの施策を推進**することが有効であることから、移住・定住施策の推進を担っていただける地域おこし協力隊を募集します。

職員とともに考え、活動できる意欲のある方のご応募をお待ちしています。

1 募集人員

金沢市地域おこし協力隊隊員 1名

2 募集条件

次のすべての項目に該当する方を対象とします。

(1) 3大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎地域等の条件不利地域は除く）から生活の拠点を金沢市に移し、住民票を異動することができる方

※地域要件については、下記アドレスから「地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの特別交付税措置に係る地域要件確認表」をご確認いただくか、金沢市地域力再生課までお問い合わせください。

【地域要件確認表】https://www.soumu.go.jp/main_content/000847999.pdf

※実際に住民票を本市に異動していただくのは、協力隊として任用された後となります。

(2) 1年以上3年以下の期間、活動できる方

※任期終了後も、金沢市に定住いただくことを期待しています。

(3) 心身ともに健康で、地域の活性化に関心を持ち、意欲を持って活動に取り組むことができる方

(4) 普通自動車運転免許証を所有している方

(5) パソコンの基本操作ができる方

(6) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

（地方公務員法第16条 欠格条項）

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- ・金沢市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

3 隊員の活動

金沢市移住者ネットワークや関係機関と連携しながら、移住者ならではの視点で本市の魅力を掘り起こし、移住や定住につながる施策を推進します。

(1) 移住・定住の促進にかかる施策の企画・実施

移住セミナーや移住者交流会のほか、隊員の提案による事業など

(2) 移住・定住に関する情報発信

移住ポータルサイトやSNSの活用、移住フェアへの参加、隊員の提案による事

- 業など
- (3) 移住の相談対応
移住に関する総合案内、各種イベントにおける相談対応など
- (4) その他移住・定住の促進に関する業務

4 勤務地

金沢市役所本庁舎内及び金沢市内

5 任用

本募集要項により募集し、選考した方を金沢市地域おこし協力隊の隊員（会計年度任用職員）に任用します。

6 任用期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※面接・人事評価等の結果に基づき、翌年度に再度任用されることがあります。

再度の任用は原則2回まで（最長で令和10年3月末まで）

※採用は全て条件付きで、原則として採用から1か月間を良好な成績で勤務した時に初めて正式採用となります。（地方公務員法第22条の2第7項）

なお、再度任用した場合も同様です。

7 勤務時間

週35時間

通常 7時間（9:00～17:00）×5日 [休憩時間60分あり]

※活動内容によっては、平日夜間又は休日に業務に従事していただくことがあります。

8 休日等

原則として土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日まで）

9 休暇

年次有給休暇、特別休暇（忌引・夏季休暇など）

10 報酬等

(1) 報酬月額

月額266,000円（予定）

※賞与なし

※当月20日（支払日が土・日曜日など休日の場合はその前日）に隊員が指定した口座に振り込みます。

※支払時には所得税・社会保険料等が控除されます。

※報酬月額は条例改正等により変更されることがあります。

(2) 社会保険等

健康保険、厚生年金保険、雇用保険が適用されます。

公務上または通勤による災害についての補償制度があります。

(3) 活動に要する経費

予算の範囲内で金沢市が負担します。

活動に要する経費は、次に掲げる経費とします。

① 住居費

※隊員と予め協議し決定した住居の借上費（家賃：上限54,000円/月）を市が負担（予定）

- ② 活動旅費等移動に要する経費
※通勤手当の支給あり
 - ③ 作業道具、消耗品等に要する経費
 - ④ 関係者間の調整、住民や関係者との意見交換、活動報告会等に要する経費
 - ⑤ 研修に要する経費
 - ⑥ 定住に向けて必要となる研修、資格取得等に要する経費
 - ⑦ 定住に向けて必要となる環境整備に要する経費
 - ⑧ 外部アドバイザーの招へいに要する経費 等
- なお、電気、ガス、水道料金など生活に係る経費は隊員の負担となります。

11 服務

地方公務員法の「分限・懲戒」及び「服務」の規定が適用されます。
営利企業への従事（兼業）を行うことができますが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となります。

12 応募方法等

(1) 応募方法

次の書類を下記の申込み先まで郵送してください。

- ① 金沢市地域おこし協力隊申込書
- ② 住民票
- ③ 運転免許証の写し（裏面に記載がある場合は裏面も必要です）

なお、応募書類は返却しませんので、ご了承ください。

(2) 受付期間

令和6年10月1日（火）～11月30日（土）

(3) 選考方法等

- ① 1次審査（書類審査）
応募受付後、3週間程度で可否の結果を文書で通知します。また、1次審査合格者には、2次審査の実施日についてお知らせします。
- ② 2次審査（面接）
金沢市内にて面接を行います。
- ③ 最終選考結果の通知
2次審査終了から概ね1週間後に文書で通知します。
- ④ 選考にかかる費用（郵送料、住民票取得費、旅費等）
応募者の負担となります。

13 問合せ・申込み先

金沢市都市政策局地域力再生課
〒920-8577 石川県金沢市広坂1丁目1番1号
電話 076-220-2034
Email:chiikiryouku@city.kanazawa.lg.jp

14 その他

金沢市公式ホームページ
<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/>
金沢市移住ポータルサイト
<https://www.kanazawa-iju.jp/>